

法人契約（2者契約）の申込資格・審査書類

入居申込資格

1 法人（契約者）の資格

大会社・上場企業等については次の①から④を、非上場企業は①から⑥を全て満たすこと

- ① 従業員に対して住宅を貸し付けようとする事業者であること
- ② 法人登記をしていること
- ③ 家賃等の支払いの見込みが確実であること
- ④ 暴力団排除に関する以下の（1）及び（2）について確約できること
 - （1）事業者、役員等、入居する従業員または世帯員もしくは同居者が暴力団または暴力団員でないこと
 - （2）事業者、役員等、入居する従業員または世帯員もしくは同居者が自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていないこと
- ⑤ 連帯保証人を立てられること
（法人の代表者または代表者に準ずる者、もしくは入居する従業員）
- ⑥ 法人税等の滞納がないことを直近の2年分の納税証明書で証明できること

2 入居者の資格

入居者 公社と賃貸借契約を締結する法人の従業員であり、入居ルール等を遵守し円満な共同生活を営める方（従業員同士のルームシェアはできません）

3 同居者の資格

同居者 入居者の配偶者及び三親等以内の親族の方であり、居住ルール等を遵守し円満な共同生活を営める方

<大会社・上場企業等の範囲>

- ①以下に該当する法人またはその法人から50%超の出資を受けている子会社
 - ・各種証券取引所（外国含む）上場企業
 - ・国内新興市場（ジャスダック、マザーズ）上場企業
 - ・非上場の生命保険会社・損害保険会社
 - ・資本金5億円以上の企業
 - ・農業協同組合法に基づく農協等
※信用事業を実施するものにかぎる
 - ・大規模一般社団（財団）法人

- ・私立学校法に基づく私立学校
※前年度会計において、私立学校振興助成法に基づく補助金の額が 1,000 万円以上であるものにかぎる
- ・公益社団（財団）法人
※前年度会計において収益 1,000 億円以上、費用及び損失の合計額 1,000 億円以上または負債 50 億円以上のものにかぎる
- ・社会福祉法人
※前年度会計において、収入 10 億円以上または負債 20 億円以上のものにかぎる
- ・医療法人
※前年度会計において、社会福祉法人債を発行する社会医療法人、医療機関債の負債総額 100 億円以上または 1 会計年度における発行総額 1 億円以上もしくは購入人数 50 人以上のものにかぎる

②国（外国政府含む）、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立された民間法人、特別の法律により設立された法人

審査に必要な書類

1 法人の提出書類（☆印の書類は発行から3ヶ月以内のもの）

提出書類	大会社・ 上場企業等	非上場	備考
会社概要書 [当社指定用紙]	—	○	
法人履歴全部事項証明書 ☆	—	○	
社員証写し または当社指定の在職証明書	○	○	健康保険被保険者証でも代用可 (保険者証の事業所名称が 法人名称と同一であること)
印鑑証明書 ☆	—	○	
納税証明書（その1）※ ☆	—	○	法人税（直近2ヶ年分）

※納税証明書の納税金額が0円の場合には決算書等のコピーをご提出いただきます。
当期純利益がマイナスまたは青色申告決算書または収支内訳書の所得金額がマイナスの場合にはご契約いただけません。

2 連帯保証人の提出書類

提出書類	大会社・ 上場企業等	非上場	備考
印鑑登録証明書	—	○	

※大会社・上場企業等は保証人が不要です。